平成２６年（フ）第１４５号
群馬県佐波郡玉村町大字福島518番地　泰平マンションⅡ103
債務者　神保　千恵
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５７号
群馬県伊勢崎市宮前町16番地　根岸ハイツＣ203
債務者　五十嵐伸治
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５８号
群馬県前橋市河原浜町1006番地15
債務者　湯田　悦子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２号
群馬県高崎市島野町382番地１
債務者　大谷　久重
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１１３号
群馬県高崎市下豊岡町551番地12　レオハイツ302号
債務者　福田　淳一
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２５４号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地１―412
債務者　鈴木イミ子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２７１号
埼玉県川越市大字今泉151番地１　県営川越今泉団地７号棟303号室
債務者　大江　祥子（旧姓貴島）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９７号
静岡県富士市横割１丁目18番28号　イーストン101号、前住所三重県四日市市采女が丘４丁目229番地２
債務者　林　　理恵（旧姓兼平）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２８号
京都府与謝郡与謝野町字後野823番地
債務者　吉田　眞吾
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第２０７５号
大阪市西淀川区野里２―１―５ラフィーネ８号館302、住民票上の住所大阪市福島区野田２丁目８番24号
債務者　馬渕　夏実
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１０６号
大阪市天王寺区生玉町２番20―604号
債務者　中平　　充（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３０９号
大阪府茨木市南耳原２丁目４番28号
債務者　西村　卓雄
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３８５号
大阪府守口市金田町５丁目４番35号
債務者　水野　貴裕
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３９８号
大阪府摂津市別府３丁目２番２―302号、前住所大阪府摂津市別府２丁目19番22号
債務者　翁長　政子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４９８号
大阪府枚方市須山町７番43号
債務者　小西　敏之
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５０２号
大阪府茨木市丑寅２丁目８―２―206、住民票上の住所大阪府茨木市穂積台９番620号
債務者　柄谷　玲子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５２０号
大阪府八尾市曙川東１丁目８番地
債務者　田中　公子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部